

第 1 章 | 香港・1997年・法 政治・経済・社会

I 序論

壮大なドラマが進行しつつある。1997年6月30日の終了を期して、150年を超える歴史を有するイギリスの直轄植民地・香港は、中華人民共和国（以下、単に中国という）に返還される。植民地の「独立」ではなくて「返還」であること、その返還先が、香港を割譲した清帝国ではなくて、社会主義の理想を掲げて登場してきた中国という革命の20世紀を象徴する国家であること、しかも、東欧・ソビエトの社会主義の崩壊を前にして変貌を遂げつつある、まさにそのときに、ある意味では最も資本主義の原型をとどめているこの植民地都市が返還されること等、それは、まさに20世紀の終わりを彩る壮大なドラマである。

そこでは、民主主義、社会主義や自由主義という20世紀が育んだ国家理念が正当性を競い合っており、「国家」とはいったい何なのか、またどうあるべきなのかという根元的な問題を突きつけられている。血は水よりも濃くそして国家がこのような血ないしエスニシティを核としているとするならば、大半の住民が中国人である香港が中国に統合されることは自然であり、同様のことが、台湾の将来についてもいいうるであろう。しかし、少なくとも中国革命の成立後40数年間、異なったそして相対立する政治・経済・社会体制のもとにあった二つの地域の統合が何らの矛盾なく達成しうるとは考えにく

い。このことが、復帰後の香港の統治体制を定める「香港特別行政区基本法」において、復帰後の50年間香港の現在の体制を維持するという「一国両制」が謳われた理由であろう。そして、この体制の成功が台湾のスムーズな中国への復帰のための試金石である以上、中国は、その運用についてより慎重とならざるをえないようと思われる。

さらに、経済体制という面で考えれば、この復帰が中国が「社会主義市場経済」という名においてその体制を変容しつつある段階において行われているという事実は重要である。華南経済圏という市場経済圏は1970年代末以降経済特区とされた深圳から広東省全域に拡大し、いまや香港はこの華南経済圏の中枢都市たる地位を占めつつある。この意味では、まさに人口1億数千万の華南一帯の「香港化」という現象が生じつつあるともいいうるのである。この場合、「市場」を制度づける法的枠組みについては、中央ではどちらかといえば、周辺の日本、台湾や韓国などと共通する「大陸法系」が想定されているという印象が強いにもかかわらず、香港はいうまでもなく「コモンロー系」に属しており、それが華南一帯に普及する可能性も予想し得るからである。

最後に、復帰により、香港の社会はいかなる方向に向かうのであろうか、という問題がある。香港社会が、19世紀初にイギリスの植民地とされて以来、より西欧的なものを受け入れることにより、その社会構造は本土のそれとは異なりつつあり、さらに中華人民共和国の成立によって、その懸隔はさらに大きなものとなっていると考えられる。特に1970年代から本格化する NIES 化とその帰結としての都市中間層の生成により、香港社会は急速な変貌を遂げている。これに対して、中国は「社会主義」理念のもとで、旧社会の経済構造を改編したとはいえ、まさにこの社会主義理念故に共同体的社会構造を温存していると考えられる。復帰後、香港社会がこれまでどおり、都市化と個人を軸とする社会構造の方向に向かうのか、それとも本土にみられる共同的なシステムを取り入れるのか、このことはその後背地にある華南さらにはその奥にある内陸部の経済発展・市場化とも連動し、即断を許さない。

このような問題を含む法的な問題については、第2章ヤシュ・ガイ論文がその政治・経済的側面を、第3章マイケル・パーマー論文が家族法を中心とした社会的側面を明らかにしてくれるであろう。ここでは、以下、最近の動きをふまえて、政治と法、経済と法および社会と法という筆者の考える位相⁽¹⁾に従って、これらの問題に関する考え方を明らかにしておきたい⁽²⁾。

II 政治と法

植民地支配下の香港が、どうみても「民主主義」体制といえるものではなかったことは明らかである。民主主義が、その地域の住民の参加による統治、即ち普通選挙制の存在を前提とするものとすれば、それは現在でも部分的にしか制度化されていない。立法府たる立法評議会の一部について限定的ながら普通選挙制が導入されたのは、すでに中国返還が現実のものとなった1991年選挙に際してのことすぎない。

1960年代末には親中派の反英暴動があったとはいえ、それは多分に中国本土の政治に影響されたものであり、80年代に入るまでは、香港内部からその帰属や独立をめぐって大きな問題が生じたこともなかった。第二次大戦後の政治史が、第三世界・発展途上国の独立の歴史でもあったことを考えれば奇妙なことである。中国は、その植民地支配を認めておらず、ことあるごとにその統治権を主張してきたにもかかわらず、例えば、61年のインド軍の当時のポルトガル領であったゴアへの侵攻にみるような実力行使は行っていない。確かに、国際政治という面では、香港は、第二次大戦後「借りた時間」⁽³⁾を過ごしてきたのである。

香港の中国復帰が具体的な日程に上ったのは、中英両政府が、1984年12月19日に締結した「中英共同声明」により、97年7月1日をもって、九龍と新界を含むイギリスの香港植民地を一括返還する旨合意してからである⁽⁴⁾。この共同声明は、香港が中国の主権下に復帰した後50年間は、高度な自治を

享有し、現行の政治・経済システム、即ち資本主義市場経済体制⁽⁵⁾を維持するものと定めていた。翌85年から、この間の統治体制を定めるための立法作業が開始され、88年に第一次草案、89年には第二次草案が作成された。これを受けたて90年4月1日に、全人代は「香港特別行政区基本法」を制定した⁽⁶⁾。

この法律は、この間に生じた1989年5～6月の北京の天安門事件の影響もあり、民主主義という視点からすれば、84年の中英共同声明はもとより、2次にわたる草案よりもかなり後退したものとなったことは否定できない。さらに、この立法は、最近の香港の民主化の動きと関連し、複雑な問題を惹起している。即ち、中英共同声明によれば、香港の統治権は97年にいたるまではイギリスに留保されているにもかかわらず、実際には、香港植民地当局とその背後にあるイギリスの統治は、この法律により厳しく制約されたものとなりつつあるからである。以下、現在、基本法との関係で生じているいくつかの争点を検討することにより、97年以降の香港の統治体制について考えてみよう。

(1) 一国両制：基本法と憲法

一国両制とは、特に台湾の復帰を念頭にして、1982年の憲法改正に際して設けられたものであり、それを規定する第32条は、「国家は、必要のある場合、特別行政区を設置することができる。特別行政区において実施する制度は、具体的状況に照らして、全国人民代表大会が法律でこれを定める。」と規定している。したがって、この規定に基づいて制定された基本法は、中国の立場からすれば、単なる法律であるにすぎない。基本法は、その改正手続きについて、その提案権につき特別行政区の全人代議員および特別行政区立法会の全議員の各3分の2を要求するなど、厳しい要件を加えている(第159条)。しかし、全人代は、常務委員会または代表の5分の1以上の提案と全代表の3分の2以上の賛成により上位規範たるこの憲法そのものを改正でき

るのである（第64条）。基本法自体も、その規定の解釈については、他の法律と同じく全人代常務委員会が有する旨定め、同委員会は、案件が自治の範囲内にある場合にのみ行政区の裁判所に解釈権を与えることができると定めているにすぎない（第158条）。

このように基本法の解釈や改正自体が全人代やその常務委員会といふいわば中央機関に依存しているのであり、これらの中中央機関が、社会主義法理論を表現し、きわめて政治的な性格を有している以上、少なくとも理論的には、そこで保障されている自治は常に政治的に（司法的にではなく）歪められる可能性を有しているといわねばならない。これらの中央の権限は、軍隊（人民軍）の駐留（第14条）を認め、常務委員会に行政区内での「緊急事態」の認定権が与えられ、この場合、全国レベルでの法の適用、即ち非常事態体制の布告（憲法第89条〈16〉）を認める（第18条）などの規定により、いわば暴力的に保障されているのである。さらに、基本法は、全人代常務委員会に対して、行政区の立法が中央の管理する事務等に合致しない場合には、それを差し戻すことができ、この場合、その法律は即座に失効すると定める（第17条）。

このような限定があるとはいえ、香港は、特別行政区として1997年以降50年にわたって、立法、行政および司法に及ぶ「高度な自治」を享有することが認められており、それには、既存のコモンロー・システムの原則的承認（第8条）や英語の公用語としての使用（第9条）などが含まれている。

（2）行政長官と行政機関

基本法は、第4章政治体制の第1節で行政長官（Chief Executive）、第2節で行政機関（Executive Authorities）についての規定をおいている。行政長官は、現在の体制の総督（Governor）に相当すると考えてよいが、それが、しばらくは限定的であるとはいえ、選挙により選出されるとされていることは重要な相違点である。

行政長官は、行政区の首長であり、これを代表する（第43条）。長官につい

ては40歳以上で香港に20年以上居住している中国公民であることなどの資格要件が設けられている（第44条）。1984年の共同宣言でこの設置が決まって以来その選任をどうするかは大きな争点とされてきた。基本法は、最終目標としては普通選挙によって選挙された者を中央人民政府が任命すると定める（第45条）が、とりあえず、最初の長官は全人代の「香港特別行政区第一期政府と第一期立法会の選出に関する決定」により選出される。それ以降2007年までは各界の代表800人による間接選挙とされ、2007年以降の選任方法の改正については、立法会議員の3分の2の多数に加えて、行政長官の同意および全人代常務委員会の承認を要する（付属文書1）。その任期は5年とされ、再選は1回のみ認められている（第46条）。

行政長官は、中央レベルの国家主席と同様広範な権限を有する（第48条）。興味ある点は、立法会の可決した法案の署名を拒否した場合や、逆に立法会が政府提出法案や予算案を否決した場合で、これに関する妥協の成立しないときは、行政長官は立法会を解散できるとしていることである。この解散権の行使には行政会議への諮問を要し、またその行使は任期中1回と限られている（第50条）。解散選挙後の立法会が同一の法案を3分の2以上の多数で可決し、なおも行政長官がその署名を拒否するとき、または政府提案の法案や予算案を再度拒否した場合には、行政長官は辞任しなければならない（第52条）。また行政長官に非行や汚職のある場合、立法会は、その全議員の4分の1による調査の決定、終審裁判所首席判事の主宰する調査委員会による調査による決定を経て、全議員の3分の2以上の弾劾決議を行うことができる（第73条）。もっともその最終決定権は中央人民政府に委ねられている。

このように行政長官と立法会の間に一種のチェック・アンド・バランスのシステムが導入されており、それはイギリス統治下の総督の場合はもとより、少なくとも現行の中国憲法にも存在しないものである。

行政会議（Executive Council）は、現行の行政評議会と同じく、行政長官が主要行政官、立法会議員や有識者などから選任する（第55条）。長官が会議を主宰し、重要政策の決定や法案の提出、さらに立法会の解散など重要事項の

決定に際してはその意見を聴取しなければならないが、それに従う必要はなく、多数意見を採用しない場合にはその理由を記録にとどめることを要するだけである（第56条）。

行政長官は行政区政府の長として（第59条）、その下に行政部局を統括するが、特別の独立機関として直接に行政長官に対して責任を負う廉政公署（Commission Against Corruption）と会計検査署（Commission of Audit）が認められており（第57、58条）、また刑事検察業務を担う律政司（Department of Justice）の独立性も保障されている（第63条）。行政区政府は法の遵守等について立法会に対して責任を負う（第64条）。この関係は基本的には現行の香港政府と立法評議会のそれと同じであるといってよい。しかしこれらの政府の主要行政官は、行政長官の指名に基づき、中央人民政府が任命するものとされる（第15、48条）。

（3）立法会（Legislative Council）

行政区は独自の立法権を与えられている（第17条）。立法会は、行政区の立法機関であり（第66条）、行政区内の中国公民により組織されるが、香港の特殊性に鑑み、その20%にいたるまで、非中国籍または外国居留権を有する行政区内の永住民も選出されうる（第67条）。その任期は第1期については2年、それ以降については4年とされる（第69条）。議員は最終的には普通選挙により選出される（第68条）ことが予定されているが、それにいたるまでは、付属文書2に従い3段階に分けられる。第1期（解散のないかぎり1997～99年）については、行政長官と同じく全人代の決議により選出され、第2期（99～2003年）は、職能団体選出30人、選挙委員会による間接選挙6人および各区での直接選挙24人、第3期（2003～2007年）は職能団体選出30人、直接選挙30人と定められている。それ以降の選挙方法の改訂については、議員の3分の2の多数による可決と行政長官の同意に加えて、常務委員会への報告を必要とする。

立法会は、立法機関として行政区の法律を制定する権限を有するほか、予算案の審議と可決、政府活動に関する質疑、終審裁判所判事および高等法院長官任免についての同意、住民からの不服申立ての受理、行政長官の弾劾など行政区統治に関する広範な権限が与えられている（第73条）。

各議員の法案提出権も限定的ながら認められており（第74条）、また会議での発言の免責特権（第77条）や会期中の不逮捕特権（第78条）も認められている。議員の失格事由も法定されている（第79条）。

立法会は、多くの点で立法評議会と共通するが、その1997年を挟んでの連續性をめぐって、現在、香港政府と中国当局との間で紛争が生じている。香港政府は、すでに88年2月の白書“*The Development of Representative Government : The Way Forward*”において、91年の選挙から60人の議員中10人について普通選挙により選出する旨提案していた⁽⁷⁾。その後、天安門事件後の香港の民主化運動の高まりのなかで、直接選挙の問題は香港基本法の起草のなかで重要な争点となったが、中国政府はその比率の拡大については譲らず、上記のように、第2期において24人で、復帰後10年という時点においてすら、半数と限定している。

第1期については、1995年に10人の直接選挙議員が選挙されることが認められていたが、基本法の制定後に行われた91年9月の立法評議会の選挙での直接選挙議員数は18人とされ、この選挙では香港民主同盟を中心とする民主派が圧勝した⁽⁸⁾。このような民主派の台頭を背景にして、92年7月に植民地最後の総督に任命されたクリス・パッテンは同年10月の就任後最初の施政方針演説で、復帰後最初の立法会たることが予定されている立法評議会の最後の議員選挙を以下のような方式で行うことを提案した。

その内容は、選挙年齢を21歳から18歳に引き下げ、(1)返還時の直接選挙議員20名とし、これに加えて、(2)現在総督の任命枠である、選挙委員会による10人の間接選挙に関して、この委員会の構成を1994年に行われる予定の区会選挙（普通選挙）により選出される区会議員とすること、(3)職能団体枠の30人についてはその選挙人を大幅に広げ、これまで企業別に配分されていた選

挙権を各職能団体に属するすべての従業員に対しても認める、というものである。この制度は、形式上は基本法の枠内にあるとはいえ、実質的には普通選挙制に近いものであるといわれる。

中国政府はこの措置に強硬に反対し、中英関係は急速に悪化した。相互に交渉の機会もなく、総督は1993年3月にこの方向での選挙制度の改正案を立法評議会に上程した⁽⁹⁾。これに対して中国側も厳しく反発し、同年7月2日には、全人代常任委員会は、76年に返還後の香港の行政を準備するために設置が予定されている「香港特別行政区準備委員会」の「予備工作委員会」の設置を決定した⁽¹⁰⁾。これが実現されれば、95年に選出された議員よりも立派な立法評議会が、97年以降そのまま第1期立法会に移行するというこれまでの構想は微妙なものとなる。

いまだ中英間での交渉の余地が残されているようであるが、この予備工作委員会が香港政府に対抗するいわば二重権力機構という性格を有することは否定できず、その位置づけによっては、「直通列車」方式と呼ばれる香港のスムーズな返還についての不安定要因となることは避けがたいように思われる。

(4) 司法制度

司法制度は、イギリスの植民地統治の上でも特別な位置を有しており、植民地支配の確立後速やかに本国とほぼ同格の裁判所（高等法院とか最高法院と称される）がおかれたこと、この裁判所が下級の裁判所のみならず、行政府の行為についてもある程度の審査権を有し、またそこから本国の枢密院司法委員会への上訴の道が開かれているなど、植民地の住民の権利や自由を守るという点で積極的な役割を演じていたことが知られている。この前提として、コモンローの伝統とそれを支える法律家の役割も重要である。香港もその例外ではない。香港の最高法院はそのイギリス統治のなかでも最も栄えあるものとしての位置を有してきたのである。さらに、それは自由貿易都市香港の

発展にとっても、そこにおけるコモンローの普遍性の維持ということは、必要欠くべからざるものでもあった。

このことが、基本法第8条に「香港の在来の法律、すなわち、コモンロー、エクイティ、条例（制定法）、従属立法及び慣習法は、この法律に抵触するか香港特別行政区立法機関が改正するものを除き、継続して効力を有する」と定める理由である。このようなイギリス型法制度の維持は、後述するように裁判所制度についてはいまでもなく、裁判所において「他のコモンロー法域の判例」の参照を認める規定（第84条）、既存の弁護士制度をも継続して維持する旨の規定（第96条）や、なによりも英語を公用語として使用するという姿勢（第9条）に明確に表現されている。

基本法は、行政区は「独立の司法権と終審権を有し」、その裁判所は、国防、外交などの国家行為を除き、既存の法原則による制限に従って、すべての事件について管轄権を有するものとされる（第19条）。行政区の裁判所は、終審裁判所（Final Court of Appeal）、原審と控訴審により構成される高等法院（High Court）、地区裁判所（District Court）、マジストレート裁判所（magistrate Court）その他の特別裁判所からなっている（第81条）。新しく設置された終審裁判所を除き、これらの裁判所は香港の既存の裁判所をそのまま受け継ぐと考えられ（第81条）、その裁判官は1997年以降も留任することができ、その待遇もそれ以前より下回ることはないと定める（第93条）。

これらの裁判所は独立して裁判を行い、いかなる干渉も受けない（第85条）。判事の任命は、現在の法曹委員会（Judicial Service Commission）に相当する、判事、法曹界その他の著名人より構成される独立の委員会の推薦により、行政長官が任命する（第88条）。その罷免は、職務遂行のできない場合と不品行の場合に限られ、終審裁判所長官の任命する3人の判事（終審裁判所長官が該当する場合には行政長官の任命する5人の判事）よりなる審判委員会の提案により、行政長官が行う（第89条）。さらに終審裁判所判事および高等法院長官任免については立法会の同意を要し、さらに全人代常務委員会に報告され、記録されねばならない（第90条）。

実際の訴訟に関しても、陪審制が維持されることとされ（第86条）⁽¹¹⁾、さらに刑事・民事訴訟についても、これまで香港で適用されてきた原則や当事者の権利が認められ、特に刑事における裁判を受ける権利や被告人の無罪推定などについても規定が設けられている（第87条）。

特別行政区香港のイギリス型司法の要となるのは、いうまでもなくその頂点に位置する終審裁判所である。この裁判所は、植民地香港の最終上訴機関である枢密院司法委員会との関係を断ち切ると同時に、一国二制度という中国香港の特殊な地位をいわば保障する存在として設置されたからである。もっとも、イギリス型司法の伝統とは異なり、その司法権の範囲は制限され、国防・外交などの国家行為については管轄権を有せず（第19条）、また前述したように基本法の解釈権は全人代常務委員会が有するものとされている（第158条）。

1991年9月、復帰をスムーズに行うために設けられている中英連絡委員会は、93年をめどに終審裁判所を設置する旨発表した。この裁判所は長官を含み5人の判事により構成されることとされた。基本法は、「必要に応じて、他のコモンロー法域の判事に裁判に参加させることができる」と規定していた（第82条）が、その国籍等については、終審裁判所および高等法院の長官について「外国に居留権を有しない行政区の住民である中国公民」（第90条）と定める他は明確な規定を有していなかった。この構成をめぐって中英間で議論があった模様だが、発表では、長官以外の3人の判事は中国人であると外国人であるとを問わず香港在住の判事とされ、残りの1人については、香港の控訴院を退任した判事か他のコモンロー諸国の退任判事とされた。この決定については、基本法の英語版の上記の「コモンロー法域の判事(Judges)」が複数となっていることもあり、これらの判事の参加により民主主義を維持しようとする立場から多くの批判が寄せられ、同年12月の立法評議会はこの中英間の合意の否認動議を可決している⁽¹²⁾。

香港が国際商業都市として存続しようとするかぎり、イギリス型のコモンロー・システムは貴重な遺産であり、中国としてもこの遺産を無視すること

はできないであろう。しかし、すでにみたように、民主主義に対しては中国はかたくななまでに否定的であり、このコモンロー・システムについても、それが含意する人権保障の面に関しては、否定的といわざるをえない。コモンローという全体的なシステムを、民主主義という政治上の問題と自由経済という経済上の問題に分離しうるのか、この問題について香港はどのように回答するのか、興味ある課題である。

(5) 人権保障

基本法第3章は「住民の基本的権利及び義務」として、香港の「永住民」の定義を行った後、その法の下の平等（第25条）、参政権（第26条）、言論・報道・出版・結社・集会・示威行動・労働組合の結成と参加・争議の自由と権利（第27条）、人身の自由（第28条）、住居の不可侵性（第29条）、通信の自由と秘密（第30条）、移動の自由（第31条）、信仰の自由（第32条）、職業選択の自由（第33条）、学術研究等の文化活動の自由（第34条）、裁判等を受ける権利（第35条）、社会保障を受ける権利（第36条）、婚姻の自由と出産の権利（第37条）などについて規定し、さらに「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」およびILO条約は香港の関係規定に適用され有効であり、行政区内の法律を通じて実施されると定めている（第39条）。これらの規定は少なくとも自然権に関しては中国憲法以上に包括的であり、また、いわゆる国際人権規約に言及している点は、天安門事件以降の少なくとも香港の人権問題に関する中国の姿勢を表現しているように思われる。

とはいっても、基本法の制定過程において生じた天安門事件は、香港の住民に大きな衝撃を与えた。それは、政府の政策に対して反対の意思を表明する表現の自由に対する重大な侵害であり、いわば自由都市香港の中国復帰後の最も中核的な問題を浮き彫りにしていたからである⁽¹³⁾。

この結果として、香港では、基本権の保障の必要性を主張する意見が急

速に高まり、中国政府やその影響を受けた保守派が激しく反対するなかで、1991年6月には、「香港権利章典条例」(香港人権法案条例)が制定されるにいたった⁽¹⁴⁾。この背景には、中国が国際人権規約を批准しておらず、基本法の定める人権規定にもかかわらず、復帰を前にして、香港独自性を示しておく必要があったことが指摘されている。

この法律は、3部により構成されており、第1部では解釈や手続きに関する規定が、第2部では香港権利章典(Bill of Rights)として23条にわたって人権宣言がなされ、第3部では、その適用除外に関する規定が設けられている。第2部の規定は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第2部に定める自由権ないし自然権に関する実体規定をほぼそのまま採用している。

国際人権規約を尊重する旨の規定は、すでにみたように、基本法にもみられるが、この条例の重要な点は以下の点である。第1に、第1部の解釈規定のなかで、「本条例に抵触する一切の既存の立法は、それが抵触するかぎりにおいて廃止される」(第3条第2項)と定め、この人権条例のいわば最高規範性を認めている。第2に、この条例が、政府その他の公的機関ないしそのために働く公務員のみを拘束するとして、それが対国家権利であり、私人間にはその効力が及ばないことを明記している(第7条)。

第3点は最も重要である。即ち、裁判所または審判所(Tribunal)は、この条例違反または権利章典侵害訴訟の管轄手続きにおいて、当該違反や侵害(の危険性を含む)に関して、権限を有しかつ適當と考える救済(remedy or relief)をなすことができると定める。その救済方法については明記されていないが、イギリスの司法の伝統である令状(Writ)の発給によって行われると考えてよいであろう。したがって、この条例に定める人権憲章は、単なる宣言ではなく、裁判所において強行しうる「権利」として構成されているのである。また、このことが、基本法の人権規定と異なり、国際人権規約のなかでも自由権ないし自然権に相当するB規約のみを憲章として盛り込んでいる理由であろう。

第3部では、軍関係者やすでに合法的に収監されている刑事犯、未成年者

や移民については、その適用が制限されると定める一方で、移民条例、結社条例、犯罪条例、贈賄防止条例、独立腐敗防止委員会条例と警察条例の6条例について、それらがこの条例の権利宣言に抵触するところから、施行後1年以内に改正する旨の規定がおかれている（第14条）。

人権憲章条例は、このように香港の従来の人権保障を拡大したものといいうが、基本法との関係では微妙な問題をはらんでいる。すでにみたように、香港の司法権は「国防、外交などの国家行為」には管轄権が及ばないものとされている（第19条）。人権問題が国家行為と密接に関係するという事実を考えるならば、人権救済を司法府に期待しているこの条例は基本法に抵触する場合も生じうるからである。人権問題について消極的な姿勢をとりつづけている中国政府は、1997年の復帰に際して、このような視点からこの条例を見直すことを言明しているといわれる。

(6)まとめ：復帰と民主化路線

1997年以降香港の政治をめぐる法体制はどのようなものとなるか。この問題については、経済や社会とも連動しており、簡単には回答が出せるものではない。しかし、パッテン総督の就任以来進められている立法評議会（一応現在のところ1995年の選挙を経て1997年後は立法会とされることが予定されている）選挙方法の民主化に対する中国側の強い反発は、この普通選挙制を前提とする民主主義という構想が中国側にとっていかに受けがたいものであるか、を表現している。しかし、この問題をめぐって92年末からの香港証券取引所の株価の暴落を前に、特に保守的事業家層からパッテンに対する批判が噴出し、これとともに彼に対する一般的な支持率も急速に下落した⁽¹⁵⁾、という事実もまた重要であろう。そこでは、香港の少なからずの人々が、政治的な民主化よりも経済的な安定を望んでいるということが窺えるからである。このような視点からすれば、そして、現在の中国が軟化の姿勢をみせないとすれば、香港の政治システムは、少なくとも現状のままあるいはより若干強

権的なものとなり（これまで述べてきた中国政府の「民主化」ないし「民主派」への厳しい態度をみれば、この方向は十分に予測される），にもかかわらず，香港の人々は，時折それを不満としながらも，経済活動に精を出し，生活の安定を願うという将来像も描くことができる。

しかし，これとは違った構図を描くことも可能である。すでに香港で起りつつある「民主化」は，いわば香港のNIES化の必然的なものであり，タイなどの東南アジアでも台頭しつつある都市中間層が香港の市民の多くを占めるかぎり，けっして後戻りできない，とも考えられるからである。この中間層の出現と民主化の相関性を認めるならば，この10年間急速な経済発展を経験している深圳や広州といった華南経済圏の主要都市にも同一の現象が遠からず生ずるであろうことは十分に予測しうる。そうだとすれば，中国政府も，なんらかのかたちでこれらの地域における「民主化」を容認せざるを得なくなるであろう。この構図からすれば，香港の民主化は，中国政府の期するところとは反対に，華南地域ひいては中国全体の民主化の一つのモデルとなるとも考えられよう。

いずれにしても，この問題は，基本的な問題は政治システムと経済システムが無関係に存在しうるのか，という疑問への解答のしかたに關係している。民主化を人権の尊重という視点からみれば，この点については，以下のような暫定的な答えを出すことができる。即ち，現代の経済活動は，特に情報の自由かつ正確な移動を不可欠なものとしている。そして，現在の情報技術の発展を考慮すれば，これを統制することは不可能に近いことは，ソ連・東欧の崩壊や天安門事件で実証済みである。また，この情報が個人の自由を軸とする人権と密接な関係を有していることも，これらの諸事象から明らかである。したがって，香港がより自由な経済活動，即ち市場を軸とする経済発展を従来どおり続けようとするならば，これらの人権の保障は不可欠の要素であるといいうるであろう。そして，香港の場合，それがイギリスの伝統に従い司法制度と密接に関係していることについてはすでにふれた。

III 経済と法

政治のレベルでは、香港が中国の統治に復帰するという事実は、「一国両制」の名の下に50年間の自治を認められるとはいえる、これまでみてきたように、これまで比較的「自由」であった政治体制が、中国社会主義という集権システムに取り込まれていくことを含意している。しかし、経済レベルでは、それとは逆の現象が進行しているといいうるようと思われる。即ち、1979年以来の中国経済の開放・改革の開始とともに、中国政府が、香港の隣に位置する人口数千の寒村であった深圳を経済開発区と指定したことは、香港にその中枢たることを期待したことの証左である。この10年間、香港はさらにその外延を広げ、いまでは、広州を含む広東省全域にわたって「華南経済圏」という中国の最も発展しつつある経済圏の中枢たる位置を確固として占めつつある。このような視点からは、香港の中国復帰は、それまで公式のボーダーを超えてインフォーマルに形成されつつあった経済圏が公式に認知される、換言すれば、香港が正式に中国南部を自己の経済圏に取り込む、といえなくもないからである。

一国両制は、この中枢都市香港に、現在急速に「市場型モデル」に変貌しつつあるとはいえる、なおその価値が認められている中国本土の「社会主義体制」とは異なった「資本主義体制」を維持することを認めているのである。

(1) 一国両制の経済構造：基本法の経済規定

基本法は、第5章経済（第105～135条）において香港の経済的自治を認める広範な規定を設けている。なによりも重要な点は、個人および法人の私的所有権（使用、収益、処分権）を全面的に認め、その取用については市価による補償を要求していることである（第105条）。なかでも、最も重要な土地

保有権については、1997年以降も2047年にいたるまで、既存の土地保有制度を維持する旨定め（第121条）、新界の慣習的土地保有についても、一定の要件下でその継続を認めている（第122条）。

このような私的所有権の全面的承認に加えて、財政上の自主権も重要である。即ち、香港特別行政区は財政的独立を保持するものとされ、財政収入は人民政府に上納されることはなく（第106条）、また独自の租税制度を維持することができる（第108条）。もっとも、このような自主権の見返りとして均衡財政が要求されている。

さらに、これまでと同様、独自の金融政策・金融制度を維持することが認められ（第110条）、また従来どおり、自由に外貨に兌換できる通貨である香港ドルを発行することも認められているが、通貨発行には100%の準備金が要求されている（第111条）⁽¹⁶⁾。この超均衡主義という姿勢は基本的には自由貿易都市香港の伝統を受け継ぐものであり、また広範な経済的自治の当然の見返りとも考えられよう。しかし、先述の財政均衡の規定とともに、香港の財政・金融をいわば完全な市場調節機能に委ねるものであり、香港政府の政策の幅は著しく限られたものとなっている。同様に、香港政府は外為規制は行わず、香港ドルの兌換性は保証されている。香港政府は外国為替基金の管理権を有するが、これは主として香港ドルのレート調節に使用される（第114条）。

貿易に関しても、自由貿易政策の遂行が宣言され、貨物、無体財産および資本の移動の自由が保障されている（第115条）。また、独自の関税地区とされ、「中国香港」の名で、GATTなどの国際貿易協定などに加盟することができ、これまで香港が締結してきたこれらの取決めはそのまま効力を継続する（第116条）。香港は独自の原産地証明書を発行することができる（第117条）。

香港政府は、投資および技術革新や新興工業の促進やその国際金融センターとしての地位を確立するための経済的・法律的環境を整備する（第109、118条）とともに、各種の産業を振興し、環境保護をはかることが義務づけ

られる（第119条）。

基本法は、さらに、土地、海運および民間航空についても特別の規定をされている。土地に関しては、香港の土地制度では、その大半がイギリス女王が最高土地所有権者であり、実際の所有権はそれからの借地という構成をとっているが、基本法は、その構成をそのまま踏襲する（第120条）とともに、1985年以降のもので97年以降2047年まで継続するものについては、評価額の3%相当の借地料の支払いを条件に、このような借地契約の効力を認めている。さらに、新界の村落内の宅地等の借地権については、84年以前のもの（小宅地の場合それ以降のものであっても）については、借地人の父方が1898年（新界租借年）に当該村落住民の場合には、当該土地が借地人本人またはその父系相続人であるかぎり、借地料は変更しないとしている（第122条）。

香港の重要な経済的機能でもある海運については、香港政府は独自の海運政策を立案・実施することができ、また、「中国香港」という名称での船籍登録を行うことも認められている（第124、125条）。私営の海運業やコンテナ事業についても従来どおり認められる（第127条）。

民間航空についても、香港政府は国際航空、地域航空のセンターたる地位を保持するように努めねばならず（第128条）、自らの航空機登録を含む民間航空管理制度や空港の管理を引き続き維持する（第129、130条）。外国航空機の香港への進入は中央の特別許可を要する（第129条）。中央政府は、香港と中国のその他の地域を経由する外国との国際定期航空協定や取決めについては締結権を有しているが、その締結に際しては香港政府は協議に参加することができる（第132条）。もっとも、香港のみを経由する国際航空協定については、従来の協定の改訂を含み、中央政府の個別的な授権により、香港政府が締結権を有し（第133条）、香港政府は、これらの協定に基づく取決めや措置などについて一般的に授権されている（第134条）。香港内に登記されている既存の航空会社はその営業を引き続き認められる（第135条）。

(2) 華南経済圏⁽¹⁷⁾と香港企業制度

基本法は、以上みたところから理解されるように、経済体制については、政治システムとは対照的に広範な自治を認めている。このような政治と経済が完全に分離されうるかどうかについては後に問題としたいが、中国政府が香港に期待するものが、華南経済圏のセンターとしての香港をこれまでどおり維持することにより、この地域の急速な発展を持続するところにあることは明らかに窺うことができよう。

基本法は、このようなシステムの維持につき法制度が重要な役割を演じることについては随所で表明している⁽¹⁸⁾。そこで法制度とは、イギリス法たるコモンローであることはいうまでもない。この法制度が華南経済圏の生成とともにどの程度広がりつつあるのか、またはそうでなくそれは香港に限定されているのかについてはさらに検討を要しよう。しかし、中枢香港の整備された法制度は、この地域に散らばる子会社や工場を通じて、企業経営や日常的な商取引に有形・無形の影響を及ぼしていると想像することが自然であろう。

香港が整備された証券取引所制度や銀行制度により、華南経済圏の発展に寄与してきたことは広く認められるところであり、これらは、中国にとってもかけがえのない資産である。特に証券取引所に関しては、最近中国の国営企業が自らあるいは子会社を上場する例が生じており、また、これらの企業が香港上場会社を取得する例も増えている⁽¹⁹⁾。中国企業は、上場に際して、当然に香港証券取引所およびその監督機関である証券監督委員会の定める会計基準や情報開示要件を遵守することを要求されるが、これらの企業は、この過程で、国際的な企業会計ばかりでなく、企業経営のノウハウを学ぶことができるのである。それが、やがては本国の企業経営に採用されることは十分に予測されうる⁽²⁰⁾。

現在のところ、上海や深圳の証券取引所は搖籃期にあり、香港の制度がそ

のまま通用するとは考えにくいが、本土で模索中の「株式化」が本格的に始動しはじめるならば、さらに整備された証券規制が必要となることはいうまでもなく、この場合、すでにノウハウを得ている香港型のシステムが急速に一般化する可能性があるとみてよい⁽²¹⁾。もっとも、その基礎となる会社法は、少なくとも中央での検討状況を漏れ聞くかぎり、日本や台湾と共通するいわゆる「大陸法」系のようであり、香港のイギリス法の伝統を受け継ぐ会社法制に対してどのような関係にたつかは、興味深いところである。

中国国家企業の香港への投資が活発化するにつれて、逆に、イギリス流の香港での企業会計・経営慣行そのものが変化する可能性も指摘されるであろう。すでに香港の大企業の多くは華人資本家の支配するところであり、この10年間、ジャーディン・マセソンやスワイヤーのような一部の英系「大君」企業の凋落傾向も著しく、多くは本国やその他の地域に投資を分散化させつつある⁽²²⁾。これに対して、華人企業は香港に進出する中国（国営）企業との連携を強めているが、そこには、香港のイギリス法の影響の強い企業法制とは別に、欧米型の企業経営とは異なったいわば「中華」型企業経営が生み出されつつあるとも考えられる。

このような現象は、家族経営を軸とする中小企業においては香港では当初より存在したものであり、それは、華南経済圏の急速な発展を支えている無数の郷鎮企業のそれとも共通するものであるということができよう。

この中華型企業経営の内容についてはさらに検討しなければならないが、それが、東南アジアのいわゆる「華人」企業と深く共通するものであることは想像に難くない。事実、香港を中心にして、中国国家企業および香港および東南アジアの華人企業の三者が連携しながら、中国本土や東南アジアで積極的に企業活動を展開している、という構図はかなり一般化している⁽²³⁾。

とはいって、この場合でも、これらの企業活動を合理的なものとして枠づけるものとして、香港の企業法制度が重要な役割を果たしていることは否定しえないのである。

(3) まとめ：経済と政治との狭間で

すでにみたように、基本法は、経済面においても香港特別行政区に対して広範な自治権を与えていた。そして、中国にとっての香港の価値がそこにある以上、この自由な経済活動は、政治面とは対照的に、不可欠な存在である。しかし、ここでも、政治と経済の連関性が問題となる。この問題を1992年末から93年初にわたって生じた（そして基本的には校正時点の11月末でも続いている）選挙制度の改革をめぐる事件を例にとって検討してみよう。

1992年の10月のパッテン総督の選挙制度改革提案以来、香港と中国の関係はきわめて悪化していたが、このなかで11月30日、中国のマカオ・香港公弁室は「中英共同声明第3条に盛り込んだ土地のリースをのぞいて、香港政府が中国政府の許可なく調印または批准したすべての契約とリース、協定は、97年7月1日の返還後は無効となる」という見解を示した⁽²⁴⁾。これは、いまでもなく、パッテン提案に対する政治的反応ともいべきものであるが、そればかりではなく、中国の十分な承認をとりつけることなく進められている新空港開港大プロジェクトの牽制の意味もあった。総額2兆円とされるこのプロジェクトのコストは返還後は香港政府が引き継ぐこととなるが、中国は、これによりイギリスが香港の資金を枯測させることを畏れ、その財源について同意していなかった。この点について、中国の香港政府への疑惑は理解できるとしても、基本法の解釈からすれば、かなり無理のある一方的なものであることは疑いない。

その結果、12月3日には香港の株価は17%という1989年以来の下げ幅を記録した⁽²⁵⁾。この暴落が上記の声明に影響されていることは明らかである。これを背景に一部香港系証券会社がパッテンの民主化案反対の署名運動を始めるという顛末まで報道されている⁽²⁶⁾。そこでは明らかに政治が経済とリンクしている現象をみることができる。このような構造、即ち中国の政治的事象が香港証券市場に大きな影響を及ぼすという事例はこれまで多くあつ

たが、ここでは明らかに、それが意図的に即ち政治的に利用されているという状況をみることができる。

しかし、このような圧力の行使は、最近、中国国家資本が急速に香港の証券市場に包含されつつある現状を考えれば、容易に行使できなくなる状況も到来しつつあるように思われる。中国の企業が数多く上場すればするほど、市場の暴落は、当然にこれらの企業に対しても不利に機能するからである。これは、証券市場に限らず、経済活動全般にあてはまることがある。このようにして、中国の政治は、その経済が自由化され、市場のシステムの調整機能に委ねられるにつれて、逆に、ますます、その支配に服せざるを得なくなるとも考えられるのである。

前節のまとめでもふれたように、市場システムと個人の自由とは、情報化社会においては相関性を有しているといってよく、従来の香港がそうであったように、この面での自由は、多少の限定があるとはいえ、復帰後においても、中国が経済的開放・改革政策を堅持するかぎり、保障されるであろう。さらに、政治参加の問題は、この脈絡で述べれば、市場システムの重要な担い手である都市中間層がさらに増加し、かつそれがこの要求をどの程度自己のものとして主張するかにかかっているように思われる。例えばタイの1992年5月の「革命」のように、この要求が市場システムの機能に障害を及ぼすまでに高まる場合、市場は為政者に妥協を強いるであろう。

IV 社会と法

香港を特徴づけるとするならば、それは、当然に「植民地社会」であり、上層部にイギリスを中心とする西欧諸国の商人や植民地官僚が、下層部には中国各地から職を求めてやってきた中国人たちが、おそらく出身地別に広範な自治を共有しているという典型的な2層社会であろう。もっとも、基本的に都市植民地であるところから、階層構造も比較的単純であり、中国本土に

隣接しているところから「現地人」社会とはほぼ中国人という同質性を有しているという点において、シンガポールなどの多人種構成を基本とする東南アジア植民地と異なっていた。第二次大戦後、中華人民共和国の成立とともに、多数の難民が流入してくるが、これは中国人社会の「移民」的性格を強めたとはいえる、上記のような植民地社会という性格を変えたとは考えにくい。

むしろ、この社会に変動が生じはじめるのは、宗主国イギリスの衰退と現地中国人社会の発展という構図が顕著にみられはじめる1970年代になってからではないか、と思われる。ちなみにイギリスがスエズ以東からの軍事的撤退を開始したのは、70年代初の労働党政権下においてである。この時期は、また香港が4匹の小竜の一員としてNIES化を達成する時期とも符合している。80年代に入ると、包玉剛や李嘉誠などの現地中国人実業家が、在香港の英系資本を積極的に買収していく。さらに、80年代に入り中国華南地域の経済体制の改革・開放が軌道に乗りはじめるに、賃金の上昇傾向に直面していた香港の多数の企業は、深圳を中心とするこれらの地域に進出しあげた。まさに、このようななかで、84年中英共同声明が発表され、香港の中国への復帰が具体的な日程にのぼったのである。

少なくともこの20年間の経済発展の結果として、香港でも中國人都市中間層が明確に育ちつつあり、この現象が逆に香港の中国復帰問題を複雑にしているように思われる。このような香港社会の特質をとらえるという作業は筆者の能力を超えるものであり、それ故、ここでは、基本法が香港の社会の自律性をどのように保障しているかを概観し、統いて、同じ中国人とはいえるこの150年間異なるシステムのなかで生活していた香港中国人社会が、復帰によりどのような変容を受けるのかについて試論的に検討してみたい。

(1) 基本法のなかの「社会」

これまでみてきたように、基本法が香港に1997年以降も政治および経済の両面で認める「高度な自治」は、そのまま社会にもあてはまる。法の継続性

は、社会の最も基本的な構成単位である家族さらにその構成員の相続をめぐる諸制度についても現状のものを認めるということを含意している。さらに、植民地のなかでも特殊な位置にあり、古い中国慣習を維持してきた新界については、基本法は、その住民の「以前からの合法的な権益」を保護される旨定めている（第40条）。

統治システムとの関係でいえば、基本法は第4章「政治」の第5節として「地区組織」として、香港行政区に「政権に関わらない地区組織」を設置し、これに自治体的機能をもたせる旨定める（第98条）が、その職権および構成方法については法律で定める（第99条）としており、それが既存の制度とどのように関係するのか明確ではない。このような住民自治組織は民主主義の根幹を形づくるものであり、中国側がそれに対してなんらかの政策的意図を有するであろうことは想像に難くない。とはいえ、このような自治組織を一片の法で完全に新しいものに変えることは不可能であり、ここでも既存のシステムが維持されると考えられよう。

さらに、基本法は、第6章「教育、科学、文化、スポーツ、宗教、労働、社会サービス」において、これら既存の社会組織・活動について従来どおりの地位と役割を認めている。その主要なものについて、紹介しておこう。

教育に関しては、行政区政府は「従来よりある教育制度の基礎のうえに」教育の改善と発展に関する政策を追求することが認められ、これには教育体制、教育言語、学位制度などが含まれる。私学教育も保障されている（第136条）。大学においては学問の自由が保障され、海外からの教職員の招聘も認められている。宗教団体の経営する学校においては宗教課程の設置も認められる（第137条）。

基本法は、さらに、医学の発展と医療サービスの促進（第138条）、科学技術の発展の促進とその成果の保護（第139条）および文化・芸術活動の保護（第140条）にふれた後、宗教団体の組織と活動について、従来どおりの保護を行う旨定めている（第141条）。これが、第33条の信仰の自由と密接に関係していることはいうまでもない。

法はさらに、弁護士や公認会計士などの専門職制度を従来どおり認め、組織のこれらの職業団体に対する資格認定などの権限を承認している（第142条）。なお、弁護士に関しては、第94条によれば、行政区政府は、「従来行なってきた制度を参考にして」香港および外国の弁護士に関する業務に関する規定を定めることができる、とされる。

これら教育、医療、文化、芸術、スポーツ、社会福祉や社会活動に関する民間団体に対しては、従来どおり政府の資金援助が継続される（第144条）が、これらの団体と内地の関係団体との間には、相互独立、相互不干渉、相互尊重の原則が維持されねばならないとして、両者の間には一線が画されている（第148条）。なお、これらの団体は、国際的組織と連携関係をもち、また必要な場合「中国香港」の名義で国際的活動に参加することができる（第149条）。

社会奉仕に従事するボランティア団体は、「法律に抵触しないかぎり」で、自らその活動方式を定めることができる（第146条）。

（2）復帰と社会の変化

1960年条例第2号は「(イギリスの) コモンロー及びエクィティ原則が、かかるコモンロー及びエクィティ原則が、時宜に応じて、枢密院令、国会法もしくは条例により修正排除される場合をのぞき、または香港の事情及びその住民に適用されうる限り、かつその事情の要求する修正に従うことを条件として、香港内で効力を有する」と定める。この種の規定はすでに1844年の条例第15号にもみられ、またイギリスの他の植民地もおおむね同種の規定を有している。その含意するところは、現地の事情 (local circumstance) 即ちこの場合、香港の中国慣習法も法として認められる、ということである。もっとも、これらは、植民地化の開始当初から家族法や相続法などの属人法 (personal law) に限られ、その他の特に商事・取引法の分野ではイギリス法がほぼ全面的に適用されてきた。イギリスの香港への位置づけが対中国の貿易拠点としての自由港であったところからしても、また、この法分野の有する普

遍性からも、この現象は理解されよう。

家族法や相続法については、イギリス統治と直接関係しなかったこともあり、基本的には慣習法に従うものとされた。しかし、1960年代になると、一夫多妻制などの伝統法の「非近代性」が問題とされはじめ、イギリス法の影響を受けた改革が行われた。その結果、現在では、若干の例外を除き、香港の古い中国伝統法の影響は限られている⁽²⁷⁾。この改革を促した要因でもあったが、香港の経済発展に伴い都市型中間層が増加するにつれて、いわゆる核家族を軸とする先進国型の家族制度が支配的となりつつある⁽²⁸⁾。

天安門事件を契機に大きく政治の舞台に登場し、今や立法評議会の第1党となっている「民主派」の基盤は、このような都市中間層である。彼らは、英語を解し、欧米的な生活様式を選好するとともに、政治的には人権の保障と政治参加の拡大を訴えている。さらに、彼らは、経済的には今や華南経済圏の中核都市香港の基幹部を支えており、1980年代から急速に進展する環境規制や消費者保護法制の担い手でもある。

ここで注目しなければならないのは、これら中間層は英語を操ることを前提としているということである。このことは1997年以降の香港を考える場合重要である。香港のイギリス型の法制度が、その後も生命力を維持しうるとすれば、それは、この制度の命である英語がどこまで人々の間の言語として、一般性を確保しつづけるかにあると思えるからである。現在では中国語も法律用語として認知され、法律の翻訳作業も行われている⁽²⁹⁾。しかし、イギリス法は、この意味では一種の総合芸術であり、現地語化が進められ、それが英語から離れれば離れるほど本来の意味を失い、土着化するということができるのではないであろうか⁽³⁰⁾。香港の中国復帰後も英語が現在と同様のレベルを維持するであろうということが考えにくいとするならば、この方向でのイギリス法の変容と中国法への土着化（それは法の「社会化」とでもいうべきものである）は避けられないであろう。

現状においても、都市中間層の増加が顕著であると同時に、香港がますます移民・難民社会という性格をもちつつあることも重要である。これらの人

々（大半は本土からの合法・不法の移民である）の多くは、中間層の人々とは対照的に、民主化そしてそれを支えていると思われる英語とは無関係な社会の底辺部に生活することを強制されている。そこでは中間層の欧米的な世界観とは異なった伝統的なシステムが機能していると考えられよう。香港の暗黒部を支えてきたトリアド（黒社会）もそのひとつであろう。復帰を前に、その活動が香港から華南一体に拡大しつつあると伝えられるが、これをめぐる問題点を紹介して、復帰後の香港さらには華南全域の社会の問題を考える素材としたい。

中国への復帰を前にして香港では治安の悪化が懸念されている。1990年の主要な組織犯罪の増加率は急速に上昇し、強盗24%，粗暴犯8.5%，車両窃盜43.7%，詐欺・偽造13.1%，麻薬犯10.7%，移民関係の重大犯81.2%，重大賭博犯7.2%となっており、さらに91年には、それぞれ、13.8%，3.9%，0.6%，5.5%，83.9%，28.2%，および23.1%の上昇率を示している。このような犯罪の上昇とともに、香港のトリアドが政府や社会の各層に浸透し、警察の統制におえなくなりつつあることも指摘されている⁽³¹⁾。それは、今や中国本土のみならず、台湾の同種の組織と競合あるいは連合しながら、これらの地域のみならず、日本や欧米の中国人移民社会にも食い込んでいることが知られている。その実態については謎に包まれているが、それが幫などの中国社会の伝統的社會組織と密接に関係していることは間違いないであろう。

このようなトリアドの問題に關係して、*Far Eastern Economic Review*の1992年4月16日号は興味ある記事を掲載している。この記事によると、中国の公安相が「トリアドのメンバーのすべてが同じわけではない。なかには中国と香港の愛国者もいる」と述べ、このような組織は中國での活動は認められないが、香港のギャングが本土を訪問し、事業を行うことさえも認めていると発言した。「愛国的」トリアドとされる“Sun Yee On”一家は、現在の国境を跨って活動する組織であり、最近その幹部の1人が香港の親北京派の団体の幹部に任命された。続いて記事は、このような法治より人治という

考え方は、中国の専売特許ではなく香港の司法においても同様の問題があるとして、コネにより不当に量刑の軽かった二つの事件を紹介している。

このような現象は、先に述べた香港の都市中間層の主張する「民主化」や「人権の保障」とは鋭く対立するものであろう。しかし、このトリアド問題に描かれている中国人社会のあり方は、人治から法治への努力が続けられているにも関わらず、公安相の言にみられるように、現在のところ中国本土社会のかなり一般的な状況であることが考えられ、このようなあり方は、将来の香港社会のあり方になんらかの影響を及ぼすように思われる。

(3)まとめ：中国型市場社会の構想

すでにみたように、市場システムは個人の選択の自由とは不可分のものであり、そうである以上、国家による干渉やコネやネポティズムに象徴される共同主義とは対立するはずである。確かに、都市国家香港を想定し、これに、現在の世界経済が市場の自動調整メカニズムに大きな信頼をおいているという現状を重ね合わせれば、市場システムの深化により、これらの阻害要件は除去されるはずである。しかし、これには2点における留保が必要であろう。

一つは、香港がいまだ「発展」を必要としている（香港が華南経済圏からさらに内陸の経済の発展の牽引車たる役割を負わねばならないとしたらなおさらである）と考えるならば、この市場メカニズムへの依存だけでは、限界があるのでないかと考えられる。そこでは、マクロ・レベルだけではなく、ミクロのレベルでも「国家」による発展政策の導入が要求されるはずである。さらに、発展という視点からは、その担い手である企業の内部関係においては、なんらかの擬制家族制のような共同性を維持することが有益であることは日本の経済発展の歴史が物語っている。

第2は、「社会」の問題を考える場合より重要である。市場メカニズムへの過度の依存が社会面にいおいては貧富の格差の増大という問題をもたらすことはよく知られている。この問題は中国本土においては深刻になりつつあ

る。この問題を制御しながら、さらに発展を続けるためには、10数年前に廃棄された「社会主义」的要素を何らかのかたちで再評価せざるを得ない時期が到来するように思われる。ここでいう社会主义とは計画体制を指しているのではなく、その理念とされた“communism”的新しい視点からの見直しを意味している。それは、中国さらにはアジアの伝統社会に存在するある種の「共同主義」に共通する性質のものであると思われる。香港が中国社会に包含されるにつれて、このような必要性は増大するであろう。

このような共同主義は、個人を軸とする市場システムと対立するものであることはいうまでもないが、市場システムだけでは上記の二つの問題を解決できない以上、それは、少なくとも、社会の側面において重要な役割を演じつづけるよう思われる。

V 結論

以上、1997年の香港の中国への復帰以降の法体制をめぐる問題について、基本法の内容を紹介しながら、筆者の構想する政治(国家)、経済および社会という三つのディメンションから検討してきた。現在、香港の「民主化」をめぐって、中国と香港政府の間で厳しい対立状況が続いている。中国側は、中英共同声明の破棄や立法評議会の立法会への移行の拒絶まで匂わせている。しかし、他方では広州や深圳を中心とする華南経済圏の香港への包含は既成事実化しており、しかも、これらの地域での改革・開放も加速されている。したがって、民主化をめぐっては、この地域での改革・開放の進展と市場システムの確立の速度が速まるなら、そのセンターたる香港の「民主化」も進展せざるを得ないということが想定されるであろう。しかし、この場合の民主化は、香港の政治環境やそれをとりまく中国「社会主义」の現状をみると、必ずしも個人主義的な欧米型のそれではなく、権威主義的性格を帯びながらも、共同主義に立脚したアジアモデルともいべきものとなるのでは

なかろうか。

経済については、本土のそれに比べて市場モデルに近いものであることは当然にしても、これも、単なる自由放任型市場モデルではなく、しだいにアジア型市場モデルともいるべきものに変容するのではなかろうか。さらに、経済圏という視点からすれば、香港を中心とする経済圏は、今や華南ばかりではなく、一方では台湾を巻き込み、他方では復興過程にあるインドシナ一帯にまで拡大しつつあり、この状況は、21世紀にはこの地域における国家と経済の関係に重大な影響をもたらすように思われる。華人経済圏という発想が生まれる根拠でもある。

最後に、社会という側面においては、香港が中国人が圧倒的多数を占める社会であるという事実は重要であるようと思われる。この前提に立てば、香港の人々の深層意識にはその祖国中国に対して抗しがたい帰属意識を有するであろうことは十分に想定される。この前提にたてば、上記の政治・経済状況とも関係して、中国・香港間の対立は予想するよりもはるかに容易に解消されるということを考えられるのである。

(1) 筆者はこれまで、アジア法認識の枠組みとして指令、市場および共同の3法理類型を提唱し、これらが各々政治・国家、経済および社会の基軸的な原理であると主張してきている。詳しくは、安田信之『アジアの法と社会』、三省堂、1987年参照。

(2) なお、香港復帰をめぐる文献は最近多数出されているが、本文中に引用するもののほか、参照したものは、以下のとおりである。シーガル・ジェラルド（邱永漢監訳）『香港の命運』、同文書院インターナショナル、1993年；バルグ・ゾルト『香港の声』、晶文社、1992年；Scott Ian, *Political Change and the Crisis of Legitimacy in Hong Kong*, Oxford Univ. Press, 1989, 法制に関しては、Penlington Valerie Ann, *Law in Hong Kong*, Federal Pub., 1986；Wacks Raymond (ed.), *The Future of the Law in Hong Kong*, Oxford Univ. Press, 1989.

(3) 中国人女性作家 Han Suyin の言葉といわれる。中嶋嶺雄『香港』、時事通信社、1985年、6～7ページ。

(4) 1984年の中英共同声明を軸とする香港問題の分析には、中嶋、前掲書のほか、岡田晃『香港——過去・現在・将来』岩波新書、1985年；小林進『香港与中国

- 一つの国家二つの制度』、アジア経済研究所、1985年などがある。
- (5) それが政治体制としての民主主義をどの程度射程に収めていたかについては、後述するように、この後の中国の姿勢と関係して問題があるが、基本法は最終目標として立法会（議会）の直接選挙制を規定している。
- (6) この立法過程についての詳細は、Chang K. Ming & David J. Clark, *The Hong Kong Basic Law*, Hong Kong Univ. Press, 1991, pp. 3~35参照。
- (7) *Ibid.*, p. 12.
- (8) *Far Eastern Economic Review (FEER)*, 1 October 1991, pp. 11~12参照。
- (9) この問題をめぐる一連の過程については、*FEER*, 22 Oct. 1992, pp. 20~21, 29 Oct. 1992, p. 29, 5 Nov. 1992, pp. 8~9, 10 Dec. 1992, pp. 8~9, 7 Jan. 1993, pp. 8~9, 4 Feb. 1993, p. 17, 18 Mar. 1993, pp. 10~11, 25 Mar. 1993, p. 12, 1 Apr. 1993, pp. 10~11, 8 Apr. 1993, pp. 24~25, 22 Apr. 1993, pp. 10~11, 6 May 1993, p. 25, 20 May 1993, pp. 12~13, 1 July 1993, p. 22, 15 July 1993, p. 13, 22 July 1993, p. 13 参照。また、安田信之「香港をめぐる2つの問題」（『法学セミナー』1993年1月号）も参照。
- (10) 『日本経済新聞』1993年7月3日。
- (11) 香港はイギリスと同じく刑事に関しては陪審制を採用しているが、問題点も多い。Hsu Berry, *The Common Law in Chinese Context*, Hong Kong Univ. Press, 1992, pp. 57~58.
- (12) この過程については、*Asian Wall Street Journal (AWSJ)*, 17 Oct. 1991, 5 Dec. 1991, 10 Dec. 1992 および、*FEER*, 10 Oct. 1991, pp. 11~12, 19 Dec. 1991, pp. 10~13 に詳しい。なお、安田信之「香港最終上訴裁判所設置をめぐる問題」（『法学セミナー』1992年7月号）も参照。
- (13) 重要な点は、にもかかわらず、植民地香港がこの点において十分な保障を受けていることを意味するものではない、ということである。例えば、検閲については、1987年の立法により授権される34年も前から実施されていた(Hsu, *op. cit.*, p. 21)し、後述のようにその後に制定された人権憲章条例は、明らかにそれに違背する6条例を掲げている。
- (14) この立法段階の議論としては、Wacks Raymond, *Hong Kong's Bill of Rights, Problems & Prospects*, Faculty of Law, University of Hong Kong, 1990がある。
- (15) 『中日新聞』1992年11月23日；『日本経済新聞』1992年12月7日など参照。
- (16) 現在も同様である。中国銀行が発券業務に参加することとなった結果、現在では、香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行を含み3行がこの業務を行っているが、香港上海銀行の発行高は全体の9割近くを占める。『日本経済新聞』1993年1月13日。
- (17) 華南経済圏については、丸山伸郎編『華南経済圏——開かれた地域主義』、

- アジア経済研究所, 1992年参照。
- (18) 例えば, 第109条, 118条など。
- (19) 最近, 青島ビールが同証券取引所上場第1号となったことが報じられた。『日本経済新聞』1993年6月29日。また『同』1993年5月1日も参照。
- (20) このような中国の近代法導入過程をモデル化したものとして季衛東「中国における西欧法継承の『租界化』戦略」(『法社会学』43号, 1991年)がある。
- (21) 中国の証券取引の現状については, 香港の影響も含めて, *FEER*, 16 June 1992, pp. 48~51参照。90年代に急速に発展し, 93年10月現在上海では76社が上場され, 外国企業の上場の動きもあるといわれる。
- (22) ジャーディン・マセソン社が, 1984年にその本拠をバーミューダに移したことはよく知られている。最近の状況については, *FEER*, 8 July 1993, p. 20参照。
- (23) 例えば, *FEER*, 27 May 1993, pp. 62~66参照。
- (24) 『日本経済新聞』1992年12月1日, および, *FEER*, 10 Dec. 1992, pp. 8~9参照。
- (25) 『日本経済新聞』1992年12月4日参照。
- (26) 同上, 1992年12月6日参照。
- (27) 香港の家族法については,とりあえず, Wacks Raymond (ed.), *The Law in Hong Kong, 1969-89*, Oxford Univ. Press, 1989, pp. 253~281参照。
- (28) Hsu, *op. cit.*によれば, 1989年12月における平均世帯数は3.7人であり, 74年から88年までの間で, 離婚率は5倍近くに増加している。pp. 21, 30。
- (29) 1990年から新しく編纂されている法令集“Hongkong Laws”は英中対訳の形式をとっている。
- (30) 法をより社会的な存在ならしめるためには, 法を現地の言語に翻訳することは不可欠であるが, この作業は, 本来全体として成立しているイギリス型の「法制度」の一部を切りはなし, 結果としてその全体の精神が失われるという現象は十分に考えられる。マレーシアでも同一の問題を抱えているように思われる。
- (31) *FEER*, 23 July 1992, p. 19.